

総会議案に対する意見とその回答

中同協第43回総会議案に対し、総会での第3分科会から意見をいただきました。それに対する回答です。

3、総会第3分科会からの意見

第3分科会では、議論の中で、「原発の全面休止を求めます」ということが確認されました。時期、進め方については、いろいろな立場があることを考慮し、エネルギー政策等の変更や雇用の確保などを展望しながら議論を進めて下さい。

回答

貴重な提起をいただき、ありがとうございます。

中同協は毎年、「国の政策に対する中小企業家の要望・提言」を全国会議員と関係各省庁に提出し、各政党等と懇談してきましたが、原発についても以前よりこの「要望・提言」の中で「可能な限り原子力発電に頼らない方向をめざす」という考え方を述べてまいりました（1999年度「要望・提言」以降）。ここでは、「自然エネルギーによる発電事業が長期的に発展を遂げられるよう、余剰電力のみならず、発電事業の発電の買い取りについても拡充し、安定して発電事業が営めるようにすること」と述べた後で、「さらに、原子力発電所については、安全性や放射性廃棄物処理等において未解決の問題が大きいことを考慮して、可能な限り原子力発電に頼らない方向をめざすこと」（2012年度「要望・提言」）としています。

今総会の「総会宣言」では、「今回の震災では、原子力依存の怖さが現実化し、エネルギー政策の転換に取り組むことも求められています」と謳いました。また、総会議案・第2章第2節では、「原発事故の教訓のひとつは、巨大施設と長距離の電送に依存するシステムではなく、災害に強く地域の雇用に貢献する地域分散型エネルギーシステムづくり、エネルギーの地産地消が求められていることです」と今後の方向についても示唆しています。

以上のことを踏まえ、第3分科会の「原発の全面休止を求めます。時期、進め方については、エネルギー政策等の変更や雇用の確保などを展望しながら議論を進めて下さい」という問題提起を前向きに受け止め、全国の同友会での原発問題・エネルギー政策の転換についての議論を呼びかけたいと存じます。

また、原発事故・放射能被害は現在も進行しており、国民の認識が深化するとともに、福島同友会は原発事故対策と復興の取り組みの過程にあり、これまでにない複雑な課題に直面しています。したがって、総会議案・第2章第2節「三（二）地域経済の自立的復興と人間の復興の理念で再建を」の項の最後から二段落目に新たな段落として次の一文を追加します。「しかし、福島県では『人災』ともいえる過酷な原発事故により、市民生活と企業活動に壊滅的な打撃を受け、地域自体の存続が危うい状況に陥っています。私たちは、『国民や地域と共に歩む中小企業』の理念を根底からくつがえし、何百年も続いてきた地域社会の生活、文化、伝統を半永久的に封殺するおそれのある事態を原発事故が引き起こしていることを重く受け止めて発言し、行動していかなければなりません。今後、福島同友会の企業存続と地域再生の取り組みに注目し、『原子力に依存しない、安全・安心で持続可能な社会づくり』（福島県復興ビジョン案）を全国で共有し、わがこととして共に考えていくことが求められています。」